

4月1日から「結核予防法」が改正されます。

今回の法律改正は、50年ぶりの大改正とされています。結核は今、高齢者や大都市などに偏在化しており、個別に対応しなければならぬ難しい問題が山積しています。健診(胸部X線検査)やBCG予防接種の見直しは、発病をすると重症化しやすい乳幼児や、ハイリクス病を患う患者への対応を強化するための方策です。また、BCG予防接種は4月以降、生後6カ月以降の乳児については、公費による接種対象にならなくなりました。詳しくは、お住まいの市町村予防接種担当課へお問い合わせください。

結核定期健康診断

【現行】

16歳に達する日の属する年度
前記で治癒を指摘された者は、
17歳に達する日の属する年度
18歳に達する日の属する年度
19歳に達する日の属する年度以降毎年度

改正後

市町村が地域の実情にて定める者	市町村の住民 (市町村が必要でないことを認める者以外)	学校、病院、診療所、助産所、老健施設、社会福祉施設の従事者	刑務所の入所者	社会福祉施設の入所者	高校以上の学生
市町村が定める時期	65歳以上毎年度	毎年度	20歳以上毎年度	65歳以上毎年度	入学時

BCG予防接種

【現行】

4歳までの者のうちツベルクリン反応が陰性であった者に対して実施

改正後

早期接種の重要性により、ツベルクリン反応検査(ツ反)を廃止(平成16年6月告示の法改正で決定)。生後6カ月までに、ツ反を省略したワクチンの直接接種

社会福祉施設：

救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム、知的障害者通勤寮、婦人保護施設

「結核予防法」改正の背景について



財団法人ちば県民予防財団
常務理事・診療部総括診療部長
鈴木 公典

昭和26年と平成15年の結核の状況を比較すると、新しく結核になる人は約59万から約3万と19分の1に、亡くなる人も9・3万から0・23万と40分の1に劇的に改善しました。

しかし、昭和50年代頃より、それまで順調であった改善の速度が鈍くなりはじめ、平成9年には結核は増加し、10、11年と連続して悪化しました。平成12年からは改善しつつありますが、横這い状態と言えます。

さらに、平成12年度に実施した全国調査結果からも、人口の高齢化の進展に伴い、昔は若者に多かった結核が現在では高齢者やハイリクス者に多くなり、治療が十分できなくて結核になる率が非常に高い地域が偏在し、薬の効かない結核菌が出現したり等々、新たな問題があることが明らかになっています。これらに対して、根本から解決していかないと結核は現在、さらに将来的に深刻な状況になると考えられました。そこで、50年前と現在の結核と結核対策の状況を十分に分析し、現在の状況に合った対策を行うために、最近の予防・医療に関する知見も生かし、昭和26年以来約50年ぶりに「結核予防法」が改正されることになりました。